

スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金に係る P P Aまたはリースによる太陽光発電設備等の申請について

1 概要

この制度は、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する観点から、事業者が個人用既存住宅にオンサイトP P Aモデルまたはリースにより自家消費型太陽光発電等を導入する場合、その導入に要する経費の一部について補助金を交付するものである。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 滋賀県内の個人用既存住宅にオンサイトP P Aまたはリースにより自家消費型太陽光発電システム等を設置する事業者
- (2) 法人その他団体（市町および一部事務組合を除く）であること
- (3) 滋賀県の県税に未納がない者、事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者
- (4) 事業者またはその役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

3 補助対象事業および内容

(1) 補助対象事業

- ①オンサイトP P A※₁またはリースにより、個人用既存住宅に対し自家消費型太陽光発電設備の導入を行う事業（蓄電池の導入は任意（指定避難所等の場合は除く））であって、需要家※₂が「令和8年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱」第4条を満たす財団補助対象事業者であるもの

※1 太陽光発電設備等の所有者である補助対象事業者が、需要家の住宅等に太陽光発電設備等を当該補助対象事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約のこ

とをいう。

※2 本補助事業における「需要家」は、対象施設で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体のことをいう。

- ② 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること
- ③ 対象事業が(2)の各事業および対象設備の要件に合致するものであること

(2) 内容

重点対策加速化事業（再エネ分）

・事業の要件

- ① 個人用既存住宅において対象設備を設置した者であること。
- ② 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。
- ③ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ⑤ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦ 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。
- ⑧ 基本対策推進事業との併用は、同じ対象設備については不可とする。
- ⑨ 県内市町等の補助金において国庫を財源とするものとの併用は、同じ対象設備のものについては不可とする。国庫を財源としない他の補助金と併用した場合、補助対象経費は当該補助金を差し引いた額とする。
- ⑩ 対象設備の設置に係る契約締結行為または設置工事着工日のいずれか早い方が令和8年4月6日以後であること。

・交付対象事業の内容

ア 住宅用太陽光発電システム（自家消費型）

交付率等	7万円/kW（ただし、下記価格（※）を上限とする。 ※ 一事業あたり 30 万円（促進区域内は上限なし）
交付要件	a 当該設備容量が 2kW 以上（増設の場合においては、増設分が 2kW 以上）のシステムであること。 b 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 c 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下

	<p>「FIT」という。)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>d 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>e 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。)</p> <p>f PPA の場合、PPA 事業者(需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>g リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>h 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。</p> <p>i 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。</p>
--	--

イ 蓄電池

交付率等	<p>蓄電池の価格(円/kWh)の 1/3(ただし、下記価格(※1)の 1/3を上限とするとともに、下記価格(※2)を上限とする)</p> <p>※1 15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)</p> <p>※2 一事業あたり30万円(促進区域内は上限なし)</p>
交付要件	<p>a アで導入する設備の付帯設備であること。</p> <p>b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>d 交付率等の※1に定める価格以下の蓄電システムであること。(12.5万円/kWhとなるように努めること)</p>

e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。

h 以下の(a)から(f)のすべてを満たすこと。

(a) 蓄電池パッケージ

・蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(b) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

・初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413を参照すること）

・定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

・保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 ・アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 (c) 蓄電池部安全基準 <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」もしくは「IEC62619」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ・リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 (d) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 <p>※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。</p> <p>※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> (e) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> (f) 保証期間 <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業</p>
--	---

	<p>者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JIS C 4413で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	---

4 登録申込書の提出 [任意]

本補助金の登録を申込する事業者は、工事着工前に補助金登録申込書（様式第1号）【PPA・リース用】を提出すること。添付書類は以下のとおりとする。

対象設備に関する資料

- ・設備導入する経費がわかる見積書等のコピー（申込者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの）

申込者（事業者）に関する資料

- ・登記事項証明書（直近3か月以内に取得されたもの）
- ・事業活動に関する資料（会社案内パンフレット等）
- ・直近2年間の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

需要家に関する資料

- ・同意書（別添1）
- ・「住民票の写し」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本で、個人番号が記載されていないもの）

5 交付申請書の提出

本補助金の交付を申請する事業者は、補助金交付申請書（様式第3号）【PPA・リース用】を提出すること。添付書類は以下のとおりとする。なお、登録申込書提出時の書類に変更がない場合は、重複する書類について添付を省略することができる。

対象設備、PPA・リース契約に関する資料等

- 提出書類チェックシート
- 工事完了証明書（様式第6号）
- 設備導入した経費がわかる領収書や内訳書等のコピー（申請者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの）
- 経費の詳細がわかる内訳書（見積書や契約書等を添付する場合は、対象の経費に○をつける等、補助対象経費と補助対象外経費がわかるように記載してください。）

- 対象設備設置後写真および家屋全体の写真（太陽光発電はパネル枚数が確認できる写真）
- P P Aサービスもしくはリース契約の内容がわかる書類
- P P Aサービス料金もしくはリース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- リース等期間が法定耐用年数よりも短い場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが担保されていることが分かる書類
- P P Aまたはリース契約時の利用料金計算書（別添2）

申請者に関する資料

- ・「県税の納税証明書（未納がないことの証明）」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本）
- ・登記事項証明書（直近3か月以内に取得されたもの）
- ・事業活動に関する資料（会社案内パンフレット等）
- ・直近2年間の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ・振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー（金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義がわかるもの）

需要家に関する資料

- ・同意書（別添1）
- ・「住民票の写し」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本で、個人番号が記載されていないもの）
- ・「県税の納税証明書（未納がないことの証明）」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本）
- ・（任意）「しがCO2ネットゼロムーブメント」賛同書（様式第10号）

太陽光発電設備に関する資料

- ・太陽光発電の出力対比表のコピー
- ・太陽光発電設備調書（様式第11号）
- ・非FIT/FIPであることがわかる書類
- ・パワーコンディショナのカatalogのコピー（品番、出力のわかるもの）
- ・対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カatalog等）のコピー
- ・太陽光パネル配置図面

家庭用蓄電池に関する資料

- ・ 太陽光発電とシステム連系していることが分かる書類（配線図もしくはシステム構成図、既設太陽光パネルもしくは発電量を示すモニターの写真）
- ・ 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー

その他

- ・ 集合住宅に対象設備を設置した場合
集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合、承認されたことがわかる書類のコピーが必要。
- ・ 別荘に対象設備を設置した場合
登記事項証明書(建物の全部事項証明書)で、対象設備の工事着工日時点の建物の所有者が需要家もしくは同居の家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要。
- ・ 店舗、事務所等と兼用で利用している住宅に対象設備を設置した場合
登記事項証明書(建物の全部事項証明書)で、対象設備の工事着工日時点の建物の所有者が需要家もしくは同居の家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要。
- ・ その他理事長が必要と認めるもの

(別添1)

同 意 書

令和 年 (年) 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

同意者 (住宅の所有者)

〒 ー
住 所 : _____

フリガナ
所有者名 : _____ 印

電話番号 : _____

私は、自ら所有し居住している、もしくは居住する予定の個人住宅に、下記事業者が次のとおり補助対象設備を設置することについて同意します。

設置する設備	太陽光発電システム ・ 家庭用蓄電池	
設置場所		
事業者	住所	
	事業者名	
	代表者 氏名	

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

(別添2)

PPAまたはリース契約時の利用料金計算書

令和 年 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団 理事長

(PPAまたはリース事業者)

住所:

事業者名:

代表者氏名:

(住宅の所有者)

住所:

氏名:

以下の内容で間違いありません。

1. 契約期間等

区分	PPA ・ リース	
契約期間 (月数)	ヶ月 ※財産処分制限期間以上であること。	
補助金額	太陽光	円 太陽光17年 (204ヶ月)、蓄電池6年 (72ヶ月)
	蓄電池	円

2. 補助金の還元方法

①毎月の利用料金から定額を割り引く。	<input type="checkbox"/>
②最初に一括で割り引く。	<input type="checkbox"/>

※どちらかに○を。

3. 利用料金

(1) PPA

単位: 円

		補助金なしの場合 a	補助金ありの場合 b	差額 a-b = c ※2
太陽光発電システム	電気料金 総額※1 (税抜)			0
家庭用蓄電池	料金総額 (税抜)			0

※1 契約期間の発電量、使用電気量等を想定して算出すること。

※2 cは補助金額以上であること。

(2) リース

単位: 円

		補助金なしの場合 a	補助金ありの場合 b	差額 a-b = c ※2
太陽光発電システム	リース 料金			0
家庭用蓄電池	総額 (税抜)			0

※2 cは補助金額以上であること。

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

様式第1号（第7条関係）

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所 〒 ー

▲登記事項証明書と同じ表記にしてください。

(フリガナ)

申込者 事業者名

代表者氏名

令和8年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
登録申込書

令和8年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、標記補助金の登録について本申込書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申込をします。

要件申請項目	<p>※要件に該当するかチェックしてください。 (登録申込するには、全てに該当することが必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施する建物は県内に所在する住宅で、需要家が住居として居住しています。 <input type="checkbox"/> 対象設備の工事着工日時点の建物の所有者は、需要家もしくは同居の家族です。 <input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施する住宅は、賃貸住宅ではありません。 <input type="checkbox"/> 交付要綱別紙1の要件を満たす対象設備を、個人用既存住宅に設置します。 <input type="checkbox"/> 同一の対象設備からの更新ではありません。 <input type="checkbox"/> 対象設備の事業着手（契約締結、前金支払および工事着工等）は、令和8年4月6日以後に実施し、工事は令和9年1月31日までに完了します。 <input type="checkbox"/> 登録完了通知日以前に工事着工した場合、予算確保の効力が失効することを了承します。 <input type="checkbox"/> 対象設備を設置する施工者は県内事業者です。 <input type="checkbox"/> 購入する対象設備は中古商品ではありません。 <input type="checkbox"/> 滋賀県の県税に未納はありません。 <input type="checkbox"/> 対象設備を設置する建物の所有者は平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金、淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金または淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金において、今年度申請する設備名と同一区分の設備名の補助を受けていません。また申請者が同一建物において今年度申請する設備名と同一区分の設備名の補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 相当の収益が生じると認められる場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を行います。 <input type="checkbox"/> 対象設備の購入等においては、相見積もりを取るなど、費用を最小限に抑えられるよう努めました。 <input type="checkbox"/> 交付申請する補助対象経費には、補助対象外の経費は含まれていません。 <input type="checkbox"/> 交付要綱第4条（4）に規定する暴力団員ではありません。交付要綱第4条（4）アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、交付要綱第16条の規定に基づき補助金の交付決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。 <input type="checkbox"/> 申請要件等の内容を確認し、令和8年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱の内容を了解し、当補助金交付申請書等の提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入は一切ありません。
--------	--

訂正は、二重線見え消しでお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

<p>申込者の連絡先 (電話番号は平日昼間に連絡が取れる 番号を記載してください)</p>	<p>住 所 事業者名 担当者名 担当者連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)</p>										
<p>対象設備導入対象施設所有者 (需要家) の連絡先 (管理組合の場合は、役職および 代表者名)</p>	<p>住 所 氏 名 (TEL) (FAX) (E-mail)</p>										
<p>手続代行者 (手続を代行している場合は記 入してください)</p>	<p>住 所 会 社 名 担当者名 担当者連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)</p>										
<p>設置場所</p>	<p>▼住民票と同じ表記にしてください。(別荘の場合は登記事項証明書と同じ表記にしてください) 滋賀県 該当する場合はチェック <input type="checkbox"/> 別荘等(住民票の住所と違う住所に設置) <input type="checkbox"/> 店舗・事務所兼住宅</p>										
<p>対象設備</p>	<p>補助対象とする設備全てにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ア) 太陽光発電システム (新設 ・ 増設) ※○をつけてください。 (公称最大出力_____k w ※小数点第2位まで。) <input type="checkbox"/> エ) 家庭用蓄電池 ※ アをあわせて実施することが必要です。</p>										
<p>対象設備 設置経費 (補助対象経費)</p>	<table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">対象設備の種類</th> <th style="text-align: right;">設置経費(消費税を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① _____</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>② _____</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の対象設備を設置する場合はそれぞれについて記入してください。 ※設備本体費用および設置工事費用の合計を記入してください。 家庭用蓄電池の場合は、蓄電池本体価格と設置工事費を分けて記載してください。</p>	対象設備の種類	設置経費(消費税を除く)	① _____	_____ 円	② _____	_____ 円	_____	_____ 円	合計	_____ 円
対象設備の種類	設置経費(消費税を除く)										
① _____	_____ 円										
② _____	_____ 円										
_____	_____ 円										
合計	_____ 円										
<p>他の補助金で交 付が予定される 額</p>	<p><input type="checkbox"/> 交付されない場合はチェックしてください。 _____ 円 対象設備に関して他(国や市町など)から交付される総額。 (補助金名 : _____)</p>										

事務局整理番号：

※申請者は記入しないでください。

【P P A ・ リース用】

【重点対策加速化事業（再エネ分）】

様式第3号（第9条関係）

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所 〒 ー

▲登記事項証明書と同じ表記にしてください。

（フリガナ）

申請者 事業者名
代表者氏名

令和8年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）

令和7年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第9条および第10条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。

なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付要綱第11条の規定に基づき交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

要件申請項目	<p>※要件に該当するかチェックしてください。 (交付申請するには、全てに該当することが必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 補助金登録申込書を提出しています。(本項目のみ任意)【登録番号： ー】<input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施した建物は県内に所在する住宅で、需要家が住居として居住しています。<input type="checkbox"/> 対象設備の工事着工日時時点の建物の所有者は、需要家もしくは同居の家族です。<input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施した住宅は、賃貸住宅ではありません。<input type="checkbox"/> 交付要綱別紙1の要件を満たす対象設備を、個人用既存住宅に設置しました。<input type="checkbox"/> 同一の対象設備からの更新ではありません。<input type="checkbox"/> 対象設備の事業着手（契約締結、前金支払および工事着工等）は、令和8年4月6日以後に実施し、工事は令和9年1月31日までに完了しました。<input type="checkbox"/> 対象設備を設置した施工者は県内事業者です。<input type="checkbox"/> 購入する対象設備は中古商品ではありません。<input type="checkbox"/> 滋賀県の県税に未納はありません。<input type="checkbox"/> 対象設備を設置する建物の所有者は平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金、淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金または淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金において、今年度申請する設備名と同一区分の設備名の補助を受けていません。また申請者が同一建物において今年度申請する設備名と同一区分の設備名の補助を受けていません。<input type="checkbox"/> 相当の収益が生じると認められる場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を行います。<input type="checkbox"/> 対象設備の購入等においては、相見積もりを取るなど、費用を最小限に抑えられるよう努めました。<input type="checkbox"/> 交付申請する補助対象経費には、補助対象外の経費は含まれていません。<input type="checkbox"/> 交付要綱第4条(4)に規定する暴力団員ではありません。交付要綱第4条(4)アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、交付要綱第16条の規定に基づき補助金の交付決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。
--------	---

訂正は、二重線見え消しでお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

<input type="checkbox"/> 申請要件等の内容を確認し、令和8年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱の内容を了解し、当補助金交付申請書等の提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入は一切ありません。											
申請者の連絡先 (電話番号は平日昼間に連絡が取れる 番号を記載してください)	住所 事業者名 担当者名 担当者連絡先(TEL) (FAX) (E-mail)										
対象設備導入対象施設所有者 (需要家)の連絡先 (管理組合の場合は、役職および 代表者名)	住所 氏名 (TEL) (FAX) (E-mail)										
手続代行者 (手続を代行している場合は記 入してください)	住所 会社名 担当者名 担当者連絡先(TEL) (FAX) (E-mail)										
設置場所	▼住民票と同じ表記にしてください。(別荘の場合は登記事項証明書と同じ表記にしてください) 滋賀県 該当する場合はチェック <input type="checkbox"/> 別荘等(住民票の住所と違う住所に設置) <input type="checkbox"/> 店舗・事務所兼住宅										
対象設備	補助対象とした設備全てにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ア) 太陽光発電システム (新設 ・ 増設) ※○をつけてください。 (公称最大出力_____k w ※小数点第2位まで。) <input type="checkbox"/> エ) 家庭用蓄電池 ※ アをあわせて実施することが必要です。										
対象設備 設置経費 (補助対象経費)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">対象設備の種類</th> <th style="text-align: right;">設置経費(消費税を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① _____</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>② _____</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の対象設備を設置した場合はそれぞれについて記入してください。 ※設備本体費用および設置工事費用の合計を記入してください。 家庭用蓄電池の場合は、蓄電池本体価格と設置工事費を分けて記載してください。</p>	対象設備の種類	設置経費(消費税を除く)	① _____	_____ 円	② _____	_____ 円	_____	_____ 円	合計	_____ 円
対象設備の種類	設置経費(消費税を除く)										
① _____	_____ 円										
② _____	_____ 円										
_____	_____ 円										
合計	_____ 円										
他の補助金で 交付される額	<input type="checkbox"/> 交付されていない場合はチェックしてください。 _____ 円 対象設備に関して他(国や市町など)から交付された総額。 (補助金名: _____)										

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

交付申請額 交付請求額	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム 太陽電池の公称最大出力もしくはパワーコンディショナの定格出力の低い方 (※ <u> </u>) kw×7万円 = <u> </u> 円 <small>※小数点以下切捨て (上限30万円、促進分はなし)</small> ※促進区域内の場合、 設置場所が環境配慮基準を満たす促進区域内であることを確認しました。→ <input type="checkbox"/> ※湖南市内の場合、 設置場所が先行地域内ではないことを確認しました。→ <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 蓄電池 補助対象経費 <u> </u> 円 (本体価格) × 1 / 3 = <u> </u> 円 (A) 定格蓄電容量 (※ <u> </u>) kwh × 15.5万円 × 1 / 3 = <u> </u> 円 (B) <small>※小数点第2位以下切捨て (上限30万円)</small> (A) > (B) の場合は次の算式で求めた金額としてください。 (B) × (本体価格) ÷ (本体価格 + 設置工事費) <u> </u> 円 <small>※1kwh 当たりの価格 (工事費込み価格 ÷ 定格蓄電容量) = <u> </u>円</small> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">合計 <u> </u>円</div>		
<small>※他の補助金がある場合は補助対象経費から差し引いて計算してください。 ※それぞれの設備の計算で1,000円未満は切り捨ててください。 ※太陽光発電システムの最大出力は小数点以下を切り捨ててください。 ※定格蓄電容量は小数点第2位以下を切り捨ててください。 ※合計は交付申請額としてください。 (対象設備において上限額を超える場合は上限額で計算してください。)</small>			
補助金の振込先口座	※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)		
	金融機関名		
	本支店名		
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <small>※該当するものにチェックしてください。</small>	
	本人口座番号		
	本人口座名義	(※カタカナで記入)	
工事日	対象設備の種類	工事着工日	工事完了日
	① <u> </u>	令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
	② <u> </u>	令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
<small>※対象設備の工事着工日はいずれも令和8年4月6日以後であること。 ※対象設備の工事完了日はいずれも令和9年1月31日以前であること。</small>			

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

対象設備 設置工事	施工者	施工者住所
	①	_____
	②	_____
※複数の対象設備を設置した場合はそれぞれについて記入してください。 ※対象設備と同じ番号の欄に記入してください。		

太陽光発電システム	パワーコンディショナの情報	メーカー _____ 型式(品番) _____ 固有番号 _____ 夜間待機電力(kW) _____ ※わかる場合
	稼働開始日	※発電の開始日 _____
	余剰電力の取り扱い	<input type="checkbox"/> 余剰電力供給(売電)先: _____ 売電単価: _____ <input type="checkbox"/> 逆潮流防止装置あり
	<input type="checkbox"/> 本事業によって得られる環境価値(CO ₂ 排出削減量)を他人に譲渡しない。 <input type="checkbox"/> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得していない。 <input type="checkbox"/> 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない。 <input type="checkbox"/> 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上としている。(なお、 <u>公益財団法人淡海環境保全財団から情報の提供等を求められた場合これに協力するとともに、発電電力量、売電電力量等については記録を保管します。</u>) <input type="checkbox"/> 同一の対象設備からの更新でない。	
	<input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース契約	
蓄電池	メーカー	型式(品番)
	固有番号(製品番号)	容量(kwh)
	<input type="checkbox"/> 上記の住宅用太陽光発電システムの付帯設備である。 <input type="checkbox"/> 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備である。 <input type="checkbox"/> 停電時のみに利用する非常用予備電源でない。 <input type="checkbox"/> 同一の対象設備からの更新でない。	

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

【P P A ・ リース用】

様式第 6 号 (第 13 条関係)

工事完了証明書 (対象設備設置工事)

下記申請者の対象設備設置工事については、下記のとおり工事を行ったことを証明します。

令和 年 (年) 月 日

▲完了日以降であること

工事施工者
代 表 者
所 在 地
電 話

印

▲県内事業者であること。

申請者 事業者名 代表者氏名		
対象設備の設置住所		
	工事期間	
	着工日	完了日
太陽光発電システム	令和 年 月 日	令和 年 月 日
家庭用蓄電池	令和 年 月 日	令和 年 月 日

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

【P P A ・ リース用】

様式第 7 号（第 14 条関係）

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所 〒
滋賀県

▲登記事項証明書と同じ表記にしてください。

（フリガナ）

申請者 事業者名
代表者氏名

令和 8 年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金における
登録申込の【 変更・取下げ 】について

令和 年 月 日付け第 号で登録通知を受けた標記補助金について、令和 8 年度淡海
環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第 14 条の規定によ
り、下記の理由をもって登録申込の【 変更・取下げ 】を申請します。

記

1. 【 変更・取下げ 】の理由・内容

【P P A ・ リース用】

様式第 8 号（第 15 条関係）

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所 〒
滋賀県

▲登記事項証明書と同じ表記にしてください。

（フリガナ）

申請者 事業者名
代表者氏名

令和 8 年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
における交付申請の取下げについて

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、令和 8 年度淡海
環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第 15 条の規定によ
り、下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

【PPA・リース用】
様式第9号（第20条関係）

令和 年(年) 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所 〒 _____
滋賀県

▲登記事項証明書と同じ表記にしてください。

(フリガナ)

申請者 事業者名
代表者氏名

令和8年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、令和8年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第20条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分予定日

2 処分の理由

3 添付書類

【P P A ・ リース用】

様式第 11 号（第 9 条（別表 1）関係）

太陽光発電設備調書（重点対策加速化事業（再エネ分））

新設・既設それぞれのシステムについて、表を分けて記載すること。

（パワーコンディショナが複数台ある場合には、パワーコンディショナごとに表を分け、太陽電池モジュールの接続状況を記載ください。）

事業者名 _____

代表者氏名 _____

[新設 ・ 既設]

パワーコンディショナ 1		製造者	製品型式	定格出力		
				kW		
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

[新設 ・ 既設]

パワーコンディショナ 2		製造者	製品型式	定格出力		
				kW		
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

訂正は、二重線見え消しをお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）